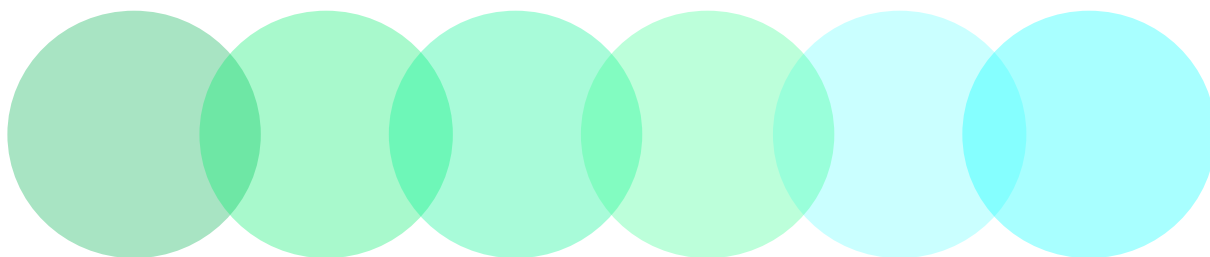


別 冊

通級による指導の担当者の専門性に関する 研修コアカリキュラム（案）

～ 発達障害を中心に ～



この冊子は、令和元年度「発達障害に係る教育と福祉の支援人材の専門性と研修の在り方の検討」で提案された「連携・協働」に関する研修コアカリキュラム（案）を参考に、別冊としてまとめたものです。

令和2年3月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

1. 背景

すべての教員に求められる専門性として、今後、特別支援教育に関する知識・技能の活用、関係者の連携・協働、共生社会の形成に関する意識等も重要となります。特別な教育的ニーズのある子ども一人一人の特性に応じた支援を考えるためには、特別支援教育や発達障害に関する一定の知識・技能を有していることが望まれます。特別支援教育の視点が、学級経営、学習指導、生徒指導等にも生かされていくことが教育全体の充実につながっていくと考えられます。特別支援教育に関する知識や技能は、集団づくりや授業づくりに生かされるだけでなく、学校全体の校内支援体制の構築や家庭との連携・協働により、指導・支援の充実につなげていくことが重要です。

中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）には、「子どもの実態に応じた適切な指導と必要な支援を受けられるようにするためには、本人及び保護者の理解を得ながら、必ずしも通常の学級ですべての教育を行うのではなく、通級による指導等多様な学びの場を活用した指導を柔軟に行うことも必要なことと考えられる。」と示されています。

平成 28 年 3 月には、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査協力者会議により「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」がまとめられ、平成 28 年 12 月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布（施行は平成 30 年 4 月 1 日）により、高等学校においても通級による指導が開始されました。

また、文部科学省では、障害のある方がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大を目指し、障害者雇用の推進や、学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進められている障害者施策の中で、より重点的に進めるべき 6 つの政策プランを「障害者活躍推進プラン」（平成 31 年 4 月）として打ち出しています。プラン 2 では、「発達障害等のある子供達の学びを支える ～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～」として、学校等における発達障害等のある児童生徒に対する指導や支援に関する知見を集約・整理し、教師に還元することで、通級による指導を含む特別支援教育の充実を図り、児童生徒の学びの質の向上につなげていくことについて、以下のように挙げられています。

- （1）通級における指導方法のガイドの作成
- （2）「家庭・教育・福祉の連携」の確実な推進
- （3）教師の特別支援教育に関する専門性を高めるための仕組みの検討

2. 通級による指導の現状と担当者の役割

文部科学省「通級による指導実施状況調査」（平成 30 年 5 月 1 日現在）によれば、小学校、中学校及び高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数は年々増加傾向にあ

り 12 万人を超えています。小学校では言語障害が最も多く、自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害、情緒障害と続いています。中学校では学習障害が最も多く、自閉症、注意欠陥多動性障害、情緒障害と続き、これらの4障害で全体の 90%を超えています。弱視や難聴等は、特別支援学校、特別支援学級でも専門的な教育が行われていることから、通級による指導では、言語障害や発達障害等の指導がその中心となっていることがわかります。

通級による指導は、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた「特別の教育課程による特別の指導」を通級指導教室のような「特別の指導の場」で行う教育制度です。「特別の教育課程による特別の指導」とは、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服することを目的とする特別支援学校の「自立活動に相当する指導」を指し、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うこともできるとされています。個々の児童生徒の実態に応じた個別の指導計画を作成して指導を行います。通級による指導における特別の教育課程は、通常の教育課程に「替える」、「加える」ものです。指導を受けている児童生徒は、学校生活のほとんどを通常の学級で過ごしています。通級による指導が在籍する通常の学級における指導につながり、在籍する学級での適応状態が改善していくことが望めます。通級による指導は、通常の学級における指導との連続性があるという視点が重要です。

文部科学省の「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（2017）では、通級による指導の担当者の役割について、以下のように示されています。（著者一部改変）

（1）通級による指導を受ける必要のある児童生徒を早期に発見

通級による指導の担当者は、通級による指導を受けている児童生徒に対する指導の実施のみならず、校内委員会に参加したり、通常の学級を巡回したりして、通級による指導を受ける必要のある生徒に対して、早期からの支援につなげる役割があります。

（2）通級による指導を受ける児童生徒への指導

通級による指導は、特別支援学校の学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考として実施することになります。担当者は、小・中学校の学習指導要領を理解しておくとともに、特別支援学校の学習指導要領の自立活動の目標・内容についても理解しておく必要があります。指導に当たっては、児童生徒が在籍する通常の学級の担任等と随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、児童生徒に対して作成される個別の指導計画に通級による指導における指導内容等も記載して、通級による指導の効果が通常の学級においても波及することをめざします。

(3) 通常の学級の担任等と連携した児童生徒への支援

通級による指導の担当者は、通常の学級の担任等に対して、特別支援教育に関する助言を行うとともに、通常の学級の集団指導の場面において、直接、児童生徒を支援する場合があります。その際は、個別に関わりすぎること、周囲からの孤立感を生まないように、十分配慮する必要があります。通常の学級の担任等から困難を抱えた児童生徒の状態についての指導方法等について相談されたときは、専門的な観点から分かりやすく説明していくことが望めます。また、通常の学級の担任等が生徒の保護者と連携して支援を検討する際は、補助的な立場から通常の学級担任等への助言を行うとともに、通常の学級担任等や保護者からの求めに応じ、特別支援教育コーディネーターと連携して、専門機関の情報を提供します。

(4) 特別支援教育コーディネーターとの連携

特別支援教育コーディネーターと定期的な情報交換を行い、校内における教育支援体制の状況把握に努めます。校内の支援等を効果的に行うため、特別支援教育コーディネーターとの役割分担も明確にします。また、他校通級や巡回指導において、他校の児童生徒を指導している場合は、その学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることも必要です。

(5) 校内委員会への協力

専門的な知識を有する立場から、校内委員会の構成メンバーとなります。特に、通級による指導を受けている児童生徒の個別的教育支援計画等を作成する際には、積極的に話し合いに参加し、指導・支援の役割分担等について提案することが望めます。また、他校の児童生徒を指導している場合も、その学校の校内委員会に協力することが望めます。

3. 通級による指導の担当者に求められる専門性

これらの校内や地域における役割を果たすためには、通級による指導の担当者には、以下のような専門性の観点が必要と考えられます。

(1) 児童生徒の指導に関する専門性

通級による指導を受ける児童生徒の抱える課題は、学習面から行動面、社会性に関することまで多岐にわたっています。通級による指導では、特別支援学校の学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考として実施することになります。担当者は、小・中学校の学習指導要領を理解しておくとともに、特別支援学校の学習指導要領の自立活動の目標・内容についても理解しておく必要があります。特に必要があるときは、各教科の内容を取り扱いながら障害に応じた指導を行うことができますが、単なる教科学習の補充のための指導ではないことも抑えておく必要があります。

具体的な指導は、個別の指導計画をもとに、実態把握→目標設定→指導計画→指導実践→指導評価→修正改善という PDCA サイクルで進めていきます。指導目標や指導内容の設定は、本人の願い、保護者の願い、担任等の願いをそれぞれ教育的ニーズとして把握することからはじまります。指導の効果については、できるだけ客観的に評価することが重要です。指導の効果を判断する手がかりとしては、学習面や生活面の困難さの軽減、学習や課題に対する意欲、自己効力感の高まり、問題行動の軽減、担任等や保護者、周囲の児童生徒のかかわり方の改善等が考えられます。指導の効果が顕著に見られた場合は指導を終了するという視点も重要です。

(2) 担任等の学校関係者に対するコンサルテーションの専門性

通級による指導が通常の学級における指導に活かされていくためには、指導者同士が児童生徒の実態を共有化し、指導目標や指導内容等の共通理解を図り、連続性のある指導が行えるように、連携を図ることが不可欠となります。専門的な立場にある通級による指導の担当者が、わかりやすく具体的に、児童生徒の実態に応じた適切な指導と必要な支援について、通常の学級の担任等に伝えることができるかがポイントとなります。通常の学級において担任等が特別支援教育の視点をもって指導を行うことが重要であり、それは集団の中での個別的な指導・支援という視点ももてるということです。通級による指導だけで完結せず、連続性のある指導として、通級による指導で得られた知見をわかりやすく周囲の関係者に伝えるということは、日常生活における児童生徒の支援者を増やしていくということにもつながります。

(3) 保護者への支援や協働に関する専門性

保護者が家庭生活における子育てに悩んでいる場合には、養護教諭やスクールカウンセラー等とも連携し、保護者からの相談を受けることもあります。小学校に比べると中学校や高等学校では、保護者が児童生徒の学校での様子を知る機会が少なくなることから、家庭生活と学校生活がつながりにくいことも出てきます。通級による指導の担当者が担任等と保護者との信頼関係を構築するための役割を担うことも重要です。例えば、周りからの孤立感への支援として問題を共有化し精神的な支えとなること、生徒の実態について情報提供を行い正しい理解についての支援を行うこと、学校関係者をつなぎ連携・協働関係を構築すること、家庭や家族の抱えている課題等についていつでも相談できる体制を構築すること等の視点が重要になります。

(4) 地域における支援体制構築の連携・協働に関する専門性

通級による指導の担当者は、校内における特別支援教育の中心的な役割を果たすとともに、地域における特別支援教育の重要な担い手としての役割が期待されます。医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等の連携・協働を図り、生涯にわたり切れ目のない支援が行われるよう、通級による指導の担当者が相談・支援機能を担う等、地域の教育資源としての役割を担うこともますます重要になってくると思われます。

4. 通級による指導の担当者の研修コアカリキュラムの作成について

通級による指導の担当者の専門性向上のための研修コアカリキュラムについては、教育委員会や教育センターなど各地方自治体等において教員研修を担当する指導主事等が活用するものとして位置付けています。

研修コアカリキュラムを作成するにあたり、まず、通級による指導の担当者が身につけておくべき専門性についての項目と内容の整理を行いました。国や自治体の実施状況等の調査、様々な資格の認定研修の内容、通級による指導に関する先行研究及び大学教員や通級の担当経験のある教員による有識者会議での意見等を参考にしました。

通級による指導の基礎基本として身につけておいて欲しいことである「A概論・基礎知識」、具体的なアセスメントから個別の指導計画に基づく指導・支援に関する「B教育的ニーズに応じた指導・支援」、具体的な指導のスキルの向上に関すること、通常の学級との連携や校内支援体制へのサポート、外部の専門機関との連携などに関する「C連携・協働」、の3つのカテゴリーで12の項目に整理しました。

12項目についてそれぞれ解説と主な内容を取り上げ、項目ごとに「研修講座名(例)」と研修の「到達指標」からなるシラバスを作成しました。「到達指標」については、専門性を担保する担当者の力量として「中級」を想定し、はじめて担当する者は「初級」、地域で核となる人材もしくは指導的な立場の担当者としては「上級」の指標を設定しました。

通級による指導の担当者の研修項目（案）

【A 概論・基礎知識】	【B 教育的ニーズに応じた指導】	【C 連携・協働】
<p>(1) 発達障害を取り巻く教育の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育に係る法令・制度、歴史的経緯 ・障害観の変遷（障害者基本法、権利条約等） ・発達障害者支援法 ・新しい学習指導要領 ・合理的配慮と基礎的環境整備の考え方など <p>(2) 発達障害の特性の理解と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の定義と診断基準 （医学的診断と教育的定義） ・発達障害の概念と特性 <p>(3) 通級による指導の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導の規定 （特別の教育課程、指導時間、指導形態、個別の指導計画、授業に組み立て方など） ・担当者の専門性と役割 <p>(4) 発達過程と発達課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般的な心身の発達過程と発達課題の特徴 ・認知機能、感情・社会性、心理的発達 ・ライフステージにおける発達障害児・者の困難さと課題 	<p>(5) アセスメントと指導・支援</p> <p>①教育的アセスメントの方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの意義や目的と倫理 ・実態把握、情報収集、行動観察、インタビュー ・発達、心理、学力、行動、社会性のアセスメント ・心理検査等の種類、特徴と包括的な解釈 <p>②教育的ニーズに応じた指導・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習面、行動面、生活面 ・対人関係、コミュニケーションなど社会性 ・感情、情動面 ・感覚、運動面 <p>(6) 二次的な問題の理解と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に併存する障害 ・二次的な問題が現れている状態像 （行動や学習上の不適応・身体的、心理的な問題・精神症状など） ・二次的な問題に対する支援 <p>(7) 個別の指導計画の作成・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の指導計画と特別の教育課程 ・個別の指導計画の作成と活用（PDCA） <p>(8) 家族・保護者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有と信頼関係の構築 ・障害や特性に関する理解を促す支援 ・家族・保護者との協働 	<p>(9) 通常の学級との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導、授業づくり、合理的配慮への支援 ・生徒指導、学級経営への支援 ・キャリア教育と進路指導への支援 <p>(10) 校内支援体制へのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校・教員へのコンサルテーション ・校内委員会と事例検討会議における役割 ・コーディネーターとの連携 <p>(11) 専門家・関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームアプローチ、支援会議 ・医療機関、福祉機関等との連携 （医療の役割、福祉サービスの活用を含む） <p>(12) 切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の引継ぎ、個人情報の保護 ・個別の教育支援計画の活用

5. 研修の企画と研修コアカリキュラムの活用

この研修コアカリキュラムは、研修の企画者が、地域の実態に応じて、教育や福祉の分野の発達障害者の支援者が、円滑に連携・協働による支援を進めることができるために必要な、基本となる専門性を身につけるための研修を企画することを目的として作成しています。

実際に研修を実施するに当たっては、研修コアカリキュラムにある項目のすべてを研修プログラムとして取り上げることが望まれますが、各地方自治体の実態を把握し、優先すべき課題や研修ニーズに応じて、必要な項目を精選して研修プログラムを作成しても良いと思います。

研修は、以下のような流れで企画・実施することが考えられます。

(1) 地域の実態から優先すべき課題や研修ニーズを把握

発達障害者支援における教育と福祉の支援者の連携・協働の実態には、地域により違いがあると思われます。地域により優先すべき課題や研修ニーズ、研修の位置づけや研修の対象者も変わってきます。研修のニーズは、主催者（各地方自治体の研修企画者等）、派遣者（学校や機関・事業所等）及び研修者（連携・協働する支援者等）によっても異なってきます。

(2) 研修の目的や目標の設定

独立行政法人教職員支援機構「教職員研修の手引き」（2018）によれば、研修の目的として以下の4つを挙げています。

- ① 知識・理念・概念等の理解
- ② 技能・スキル等の習得
- ③ 態度・行動等の変容
- ④ 問題解決能力の向上

この研修コアカリキュラムでは、初級、中級、上級の3つのレベルでの行動目標として、「何を」、「どの程度まで」できるようになることが望ましいのか、到達目標を設定しています。研修者が自分の経験に応じた「指標」で学ぶことができるようにしています。

(3) 研修プログラムの作成

研修の目的・目標の達成に向けて、「研修内容の選択」、「研修内容の順序」、「研修の方法」を決定し、研修プログラムを作成します。

「研修の方法」には、以下のようなものがあります。

- ① 伝達型（講義形式、シンポジウム・パネルディスカッション等）
- ② 参加体験型（ワークショップ、グループ協議、実習等）
- ③ 課題解決型（事例検討等）
- ④ e-learning 型（講義動画等）

講義を受講する形式の伝達型研修はできるだけ講義動画等を活用し、ワークショップやグループ協議、事例検討などの参加体験型、課題解決型の形式を多く取り入れるようにします。

(4) 研修の評価

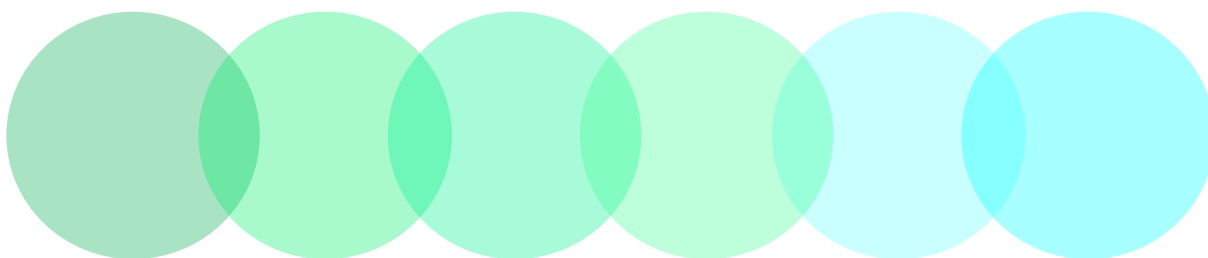
研修の企画者として、研修プログラムがどの程度有効であったか、研修の評価を行うことは重要です。研修の目的、研修内容、目標の設定、研修方法、講師の人選、研修期間・時間などが評価の観点となります。「教職員研修の手引き」(2018)では、評価の方法として以下の5つが挙げられています。

- ① アンケート調査（研修後）
- ② インタビュー調査
- ③ 理解度テスト（事前事後に行うことが有効）
- ④ アクションプラン作成
- ⑤ 行動観察（所属機関において）

客観的な評価を得ることにより、次年度以降の研修の見直しに役立てます。

通級による指導の担当者の研修項目

(解説)



【A 概論・基礎知識】

（1）発達障害を取り巻く教育の現状

特別支援教育の理念やこれまでの歴史的経緯、障害観の変遷、発達障害者支援法を踏まえた施策、インクルーシブ教育システム構築の考え方、新しい学習指導要領の改訂の内容など、特別支援教育、発達障害に係る国の法令や政策等についての基本的な知識を身につける。

主な内容： 法令、制度（歴史的な経緯を含む）、
障害観の変遷（ICF、障害者基本法）
発達障害者支援法
障害者の権利に関する条約
新しい学習指導要領（自立活動、各教科の配慮事項など）
インクルーシブ教育システム（合理的配慮と基礎的環境整備）など

（2）発達障害の特性の理解と対応

法律で定めるところの「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの）」についてつまずきや困難さ、支援の在り方等についての基本的な事項を理解する。

主な内容： 発達障害の定義と診断基準（医学的診断と教育的定義）
発達障害の概念と特性

（3）通級による指導の制度

通級による指導の法令上の規定について基本的な事項を理解するとともに、在籍学級との連携や校内支援体制の構築など通級による指導や担当者に求められる役割について理解する。また、新たに高等学校において通級による指導が制度化されたことから、小学校、中学校、高等学校における通級による指導の在り方についての基本的な事項を理解する。

主な内容： 通級による指導の制度

- 特別の教育課程による特別の指導
（自立活動に相当する指導と各教科の内容を取扱いながらの指導）
- 指導目標、指導内容、指導時間、指導形態（個別・小集団）
- 個別の指導計画の作成と授業の組み立て方
- 教室経営、年間計画、授業研究会の実施

通級による指導の担当者としての専門性とその役割

(4) 発達過程と発達課題

乳児期から成人期までの一般的な発達の過程、及び各ライフステージにおける発達上の課題について理解するとともに、発達障害児・者の抱える困難さの年齢的な変化と発達課題について理解する。

- 主な内容： 一般的な心身の発達過程と発達課題の特徴
認知機能、感情・社会性、心理的発達、メタ認知
ライフステージにおける発達障害児・者の困難さと課題

【B 教育的ニーズに応じた指導・支援】

(5) アセスメントと指導・支援

アセスメントの意義や目的を踏まえ、支援を目的として、子どものつまずきや支援ニーズ、特性と環境との相互作用、支援の方法や活用できる資源などについての実態把握や情報収集する方法として、様々な教育的アセスメントの基本的な内容について理解する。また、発達障害の指導・支援について一般化された指導技法に関する基本的な知識と指導技術を身につけ、教育的アセスメントに基づき、個々の子どもの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の在り方について理解する。

- 主な内容： ①教育的アセスメントの方法
- ・アセスメントの意義や目的と倫理
 - ・実態把握、情報収集、行動観察、インタビュー
 - ・発達、心理、学力、行動、社会性のアセスメントの方法
 - ・心理検査等の種類と特徴、包括的な解釈
- ②教育的ニーズに応じた指導・支援
- ・学習面に関する指導・支援
 - ・行動面、生活面に関する指導・支援
 - ・対人関係、コミュニケーションなど社会性に関する指導・支援
 - ・感情や情動のコントロールに関する指導・支援
 - ・感覚・運動面に関する指導・支援

(6) 二次的な問題の理解と対応

発達障害は、精神障害などとの併存もあることを理解する。そのことを踏まえ、特定の障害特性にのみ結び付けることなく、その子どもの状態像に合わせた対応が必要であることを学ぶ。また、不適切な環境や対応の中で過ごすことで、二次的な問題からの併存障害を引き起こすことがあることを理解し、その対応方法について学ぶ。

- 主な内容： 発達障害に併存する障害
二次的な問題が現れている状態像
（行動や学習上の不応、身体的・心理的な問題、精神症状など）
二次的な問題に対する支援

（7）個別の指導計画の作成・活用

個別の指導計画とは、一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画であることを理解する。通級による指導の担当者としてその作成・活用に必要とされる知識やスキルを身につける。

- 主な内容： 個別の指導計画と特別の教育課程
個別の指導計画の作成と活用（PDCA サイクル）

（8）家族・保護者支援

家族・保護者との協働には、子どものニーズ・課題の共有化、信頼関係の構築が前提条件になる。家族・保護者支援の視点を持って、関係機関や専門職との連携も図りながら家族・保護者と協働して子どもへの指導・支援を行うことの重要性を理解し、そのために必要なスキルを身につける。

- 主な内容： 情報の共有と信頼関係の構築
障害や特性に関する理解を促す支援
家族・保護者との協働

【C 連携・協働】

（9）通常の学級との連携

通級による指導を受けている児童生徒が、在籍する通常の学級において適切な指導及び必要な支援を受けることができるために、授業づくり（学習指導）や学級経営（生徒指導）等について、学級担任等と連携・協働して様々な対応を工夫することの重要性について理解する。

- 主な内容： 学習指導、授業づくり、合理的配慮への支援
生徒指導、学級経営への支援
キャリア教育と進路指導への支援

(10) 校内支援体制へのサポート

通級による指導を受けている子どもが、在籍校において安心、安定した生活を送るためには、通級による指導の担当者が、特別支援教育コーディネーターや担任等と連携し、校内支援体制の整備について専門的な立場から役割を担うことが重要である。校内における通級による指導の担当者に期待される役割について理解する。

主な内容： 学校・教員へのコンサルテーション
校内委員会、及び事例検討会における役割
コーディネーターとの連携

(11) 専門家・関係機関との連携

本人や保護者、学校がニーズを共有し、協働して指導・支援を行うために、医療機関や福祉機関との連携を図り、生活や学習上の困難さに関する特性の見方とより効果的な指導・支援の方法について検討する役割を担うことが重要になる。専門家や関係機関との連携における通級による指導の担当者に期待される役割について理解する。

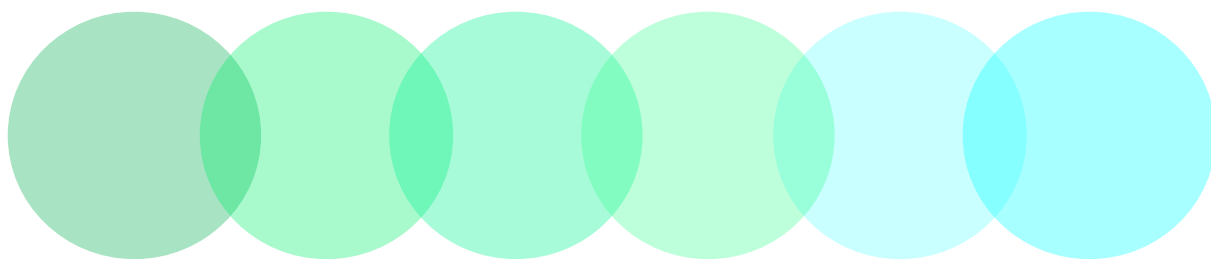
主な内容： チームアプローチ
個別の支援会議
医療機関、福祉機関との連携

(12) 切れ目のない支援

通級による指導を受ける児童生徒は、通常の学級に在籍し、一人一人に応じた指導・支援を受けながら、将来的な自立と社会参加を目指していく。指導・支援に携わる教員等は、縦の連携（経年的に子どもに関わる関係者間での情報の共有）と横の連携（その時点で子どもに関わる関係者間での情報の共有）による切れ目のない支援を通して児童生徒の主体的な学びを支えることが期待される。これらを踏まえた通級による指導の担当者としての役割等について理解する。

主な内容： 情報の引継ぎ、個人情報の保護
個別の教育支援計画の活用

通級による指導の担当者の研修コアカリキュラム (案)



【 A 概論・基礎知識 】

1. 発達障害を取り巻く教育の現状

特別支援教育の理念やこれまでの歴史的経緯、障害観の変遷、発達障害者支援法を踏まえた施策、インクルーシブ教育システム構築の考え方、新しい学習指導要領の改訂の内容など、特別支援教育、発達障害に係る国の法令や政策等についての基本的な知識を身につける。

<主な内容>

法令、制度（歴史的な経緯を含む）、
障害観の変遷（ICF、障害者基本法）
発達障害者支援法
障害者の権利に関する条約
新しい学習指導要領（自立活動、各教科の配慮事項など）
インクルーシブ教育システム（合理的配慮と基礎的環境整備の考え方）

<研修講座（例）>

「発達障害を取り巻く教育の現状」

- ・特別支援教育の理念やこれまでの歴史的経緯、医療モデルから社会モデルへの障害観の変遷、発達障害者支援法を踏まえた施策など、特別支援教育、発達障害に係る国の法令や政策等についての基本的な事項を解説する。
- ・障害者の権利に関する条約を踏まえた、我が国の共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの方向性、合理的配慮と基礎的環境整備の考え方について、新しい学習指導要領の改訂の内容などについての基本的な事項を解説する。

※基礎知識については、講義を受けるだけでなく、配信講義を視聴したり、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れたりする。

<到達指標>

- 初級**：特別支援教育や発達障害に関する法令や制度等について基本的な事項を理解している。
- 中級**：特別支援教育や発達障害に関する法令や制度等について基本的な事項を理解し、周囲の人に説明することができる。
- 上級**：特別支援教育や発達障害に関する法令や制度等について基本的な事項を理解しているとともに、学校や地域における推進役として正しく提言することができる。

2. 発達障害の特性の理解と対応

<p>法律で定めるところの「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの）」についてつまずきや困難さ、支援の在り方等についての基本的な事項を理解する。</p>
<p><主な内容></p> <p>発達障害の定義と診断基準（医学的診断と教育的定義） 発達障害の概念と特性</p>
<p><研修講座（例）></p> <p>「発達障害の特性の理解と対応」</p> <ul style="list-style-type: none">・法律で定めるところの「発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの）」について、教育領域と医療領域の捉え方の違いも含め、定義や診断基準について解説する。・発達障害の多様性とその障害特性、つまずきや困難さ、支援の在り方等について、具体的な事例を通して演習や協議を行う。 <p>※基礎知識については、講義を受けるだけでなく、配信講義を視聴したり、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れたりする。</p>
<p><到達指標></p> <p>初級：法律で定めるところの「発達障害」に関する定義や診断基準、特性についての基本的な事項を理解している。</p> <p>中級：法律で定めるところの「発達障害」に関する定義や診断基準、特性についての基本的な事項を理解し、教育や福祉をめぐる課題について説明ができる。</p> <p>上級：法律で定めるところの「発達障害」に関する定義や診断基準、特性についての基本的な事項を理解し、教育的な課題への具体的な支援の方針を示すことができる。</p>

3. 通級による指導の制度

通級による指導の法令上の規定について基本的な事項を理解するとともに、在籍学級との連携や校内支援体制の構築など通級による指導や担当者に求められる役割について理解する。また、新たに高等学校において通級による指導が制度化されたことから、小学校、中学校、高等学校における通級による指導の在り方についての基本的な事項を理解する。

<主な内容>

通級による指導の制度

- ・特別の教育課程による特別の指導
(自立活動に相当する指導と各教科の内容を取扱いながらの指導)
- ・指導目標、指導内容、指導時間、指導形態(個別・小集団)
- ・個別の指導計画の作成と授業の組み立て方
- ・教室経営、年間計画、授業研究会の実施

通級による指導の担当者としての専門性とその役割

<研修講座(例)>

「通級による指導の制度と担当者の専門性と役割」

- ・通級による指導の法令上の規定について基本的な事項について解説する。
- ・在籍学級との連携や校内支援体制へのサポートなど通級による指導の担当者に求められる専門性や役割について解説する。
- ・ライフステージを踏まえた小学校、中学校、高等学校における通級による指導の在り方についての基本的な事項について解説する。
- ・具体的な事例をもとに、通級による指導の教育課程の考え方、個別の指導計画の作成と授業の組み立て方についての演習、協議を行う。

※基礎知識については、講義を受けるだけでなく、配信講義を視聴したり、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れたりする。

<到達指標>

初級：通級による指導の法令上の規定、担当者に求められる役割について基本的な事項を理解している。

中級：通級による指導の法令上の規定、担当者に求められる役割について基本的な事項を理解し、校内においてその役割を果たすことができる。

上級：通級による指導の法令上の規定、担当者に求められる役割について基本的な事項を理解し、校内や地域において推進する役割を担うことができる。

4. 発達過程と発達課題

<p>乳児期から成人期までの一般的な発達の過程、及び各ライフステージにおける発達上の課題について理解するとともに、発達障害児・者の抱える困難さの年齢的な変化と発達課題について理解する。</p>
<p><主な内容></p> <p>一般的な心身の発達過程と発達課題の特徴</p> <p>認知機能、感情・社会性、心理的発達、メタ認知</p> <p>ライフステージにおける発達障害児・者の困難さと課題</p>
<p><研修講座（例）></p> <p>「心身の発達過程と発達課題」</p> <ul style="list-style-type: none">・生涯にわたる心身の発達過程、及び各ライフステージ（乳時期・幼児期・児童期・思春期・青年期・成人期）における発達課題の特徴について解説する。・一般的な発達の観点を踏まえて、発達障害児・者の課題や困難さについて解説し、各ライフステージにおいて必要とされる支援や指導の在り方について、具体的な事例を通して演習や協議を行う。 <p>※基礎知識については、講義を受けるだけでなく、配信講義を視聴したり、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れたりする。</p>
<p><到達指標></p> <p>初級：各ライフステージにおける発達障害児・者の課題または困難さについて基本的な事項を理解している。</p> <p>中級：各ライフステージにおける発達障害児・者の課題または困難さについて基本的事項を理解し、周囲の人に正しく説明することができる。</p> <p>上級：各ライフステージにおける発達障害児・者の課題または困難さを踏まえ、必要な支援や指導の在り方を示すことができる。</p>

【 B 教育的ニーズに応じた指導 】

5. アセスメントと指導・支援

アセスメントの意義や目的を踏まえ、支援を目的として、子どもをつまずきや支援ニーズ、特性と環境との相互作用、支援の方法や活用できる資源などについての実態把握や情報収集する方法として、様々な教育的アセスメントの基本的な内容について理解する。また、発達障害の指導・支援について一般化された指導技法に関する基本的な知識と指導技術を身につけ、教育的アセスメントに基づき、個々の子どもの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の在り方について理解する。

<主な内容>

①教育的アセスメントの方法

- ・アセスメントの意義や目的と倫理
- ・実態把握、情報収集、行動観察、インタビュー
- ・発達、心理、学力、行動、社会性のアセスメントの方法
- ・心理検査等の種類と特徴、包括的な解釈

②教育的ニーズに応じた指導・支援

- ・学習面に関する指導・支援
- ・行動面、生活面に関する指導・支援
- ・対人関係、コミュニケーションなど社会性に関する指導・支援
- ・感情や情動のコントロールに関する指導・支援
- ・感覚・運動面に関する指導・支援

<研修講座（例）>

「教育的ニーズに応じたアセスメントと指導・支援」

- ・アセスメントの意義や目的について概説し、一人一人に合った支援の方法を見つけることの重要性、実態把握や情報収集する方法として様々な教育的アセスメントの基本的な内容について解説する。
- ・発達障害のアセスメントの方法として、一般化された検査や特性評価のためのツール等について、その活用方法など基本的な内容について解説する。
- ・アセスメントから指導・支援への一連の流れについて、具体的な事例を通して演習や協議を行う。

※ アセスメントと指導・支援の実際は、通級による指導の担当者の中心的な研修内容となる。地域の実態や研修者のニーズ等に応じて必要な研修内容を工夫する。

(具体的な困難事例を取り上げる場合)

- ・読み書きに困難がある子どもの指導
- ・注意の集中困難や落ち着きがない子どもの指導
- ・対人関係や社会性に困難さを抱える子どもの指導
- ・コミュニケーションがうまくとれない子どもの指導
- ・感情や情緒のコントロールがうまくできない子どもの指導
- ・感覚や運動面に困難さを抱える子どもの指導 など

(アセスメントの方法、指導・支援技法等を取り上げる場合)

- ・行動観察 (個別・集団)、教育相談
- ・心理検査、発達検査等 (WISC-IV、KABC-II、DN-CAS など)
- ・学習面、行動面に関する評価のためのアセスメントツール
- ・ABA、TEACCH (構造化)、SST、アンガーマネジメントなど

<到達指標>

初級：様々な教育的アセスメントや一般化された指導技法などの基本的な内容について理解している。

中級：様々な教育的アセスメントや一般化された指導技法などの基本的な内容について理解し、個々の子どもの指導・支援に活かすことができる。

上級：様々な教育的アセスメントや一般化された指導技法などを、個々の子どもの指導・支援へどのように活かせばよいかについて、具体的に提案することができる。

6. 二次的な問題の理解と対応

発達障害は、精神障害などとの併存もあることを理解する。そのことを踏まえ、特定の障害特性にのみ結び付けることなく、その子どもの状態像に合わせた対応が必要であることを学ぶ。また、不適切な環境や対応の中で過ごすことで、二次的な問題からの併存障害を引き起こすことがあることを理解し、その対応方法について学ぶ。

<主な内容>

発達障害に併存する障害

二次的な問題が現れている状態像

(行動や学習上の不適応、身体的・心理的な問題、精神症状など)

二次的な問題に対する支援

<研修講座(例)>

「二次的な問題の理解と基本的な対応」

- ・発達障害に併存する障害について概説する。
- ・強度行動障害、不登校やひきこもり、家庭内暴力、触法、うつなどのさまざまな精神症状といった二次的な問題が現れている状態像について概説する。
- ・冰山モデル等の考え方を活用し、二次的な問題が現れている行動の背景に、特性への配慮が不十分であることや適切な環境が整えられていない状況があることを概説する。
- ・特性把握の重要性、環境調整、チームによる支援、記録や分析の方法など、基本的な対応のあり方について概説する。

※受講者からの持ち寄り事例ないしは架空事例を用いて、グループで検討する場を設ける。

必要な情報や、配慮すべき特性、適切な環境を把握し、どんな支援が考えられるかをグループで話し合い、それを全体で共有するなど工夫する。

<到達指標>

初級：併存障害の概要や二次的な問題に関する基本的な内容を理解している。

中級：併存障害や二次的な問題に関する内容を理解し、基本的な対応できる。

上級：併存障害や二次的な問題に関する内容を理解した上で、その背景を分析し、支援の方法を提案することができる。

7. 個別の指導計画の作成・活用

個別の指導計画とは、一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画であることを理解する。通級による指導の担当者としてその作成・活用に必要とされる知識やスキルを身につける。

<主な内容>

個別の指導計画と特別の教育課程

個別の指導計画の作成と活用（PDCA サイクル）

<研修講座（例）>

「個別の指導計画の作成と活用」

- ・通級による指導は、特別の教育課程に基づき、個別の指導計画を立案し、一人一人の子どもに応じた自立活動に相当する指導を中心に行う。子どもの自立と社会参加を目指し、通常の学級における指導等との連続性も求められる。通級による指導における個別の指導計画の活用・作成について解説する。
- ・個別の指導計画には、基礎情報（子どもの実態やニーズを含む）、長期目標、短期目標、指導内容と指導の手立て、評価といった項目が必要となる。必要な情報を収集・整理し、目標やその達成のための指導内容や手立てを立案し（Plan）、指導の実施（Do）による結果を子どもの状況から評価（Check）する。子どもの姿だけでなく目標や指導内容と指導の手立ても評価の対象とし、情報の収集・整理から見直しを行う必要も含めて、計画全体を検討して改善していく（Action）。これら PDCA サイクルについて、演習を行う。

※個別の指導計画の作成と活用は、通級による指導の担当者の中心的な研修内容となる。

受講者からの持ち寄り事例ないしは架空事例を用いて、個別の指導計画を実際にグループで検討・作成する場を設けるなど工夫する。

<到達指標>

初級：個別の指導計画の作成の目的等についての基本的な知識を理解している。

中級：個別の指導計画についての基本的な知識を理解した上で、個別の指導計画を作成して指導を行うことができる。

上級：個別の指導計画の作成・活用について、PDCA サイクルに基づき見直しや改善を行うことができ、具体的に提案することができる。

8. 家族・保護者支援

家族・保護者との協働には、子どものニーズ・課題の共有化、信頼関係の構築が前提条件になる。家族・保護者支援の視点を持って、関係機関や専門職との連携も図りながら家族・保護者と協働して子どもへの指導・支援を行うことの重要性を理解し、そのために必要なスキルを身につける。

<主な内容>

情報の共有と信頼関係の構築
障害や特性に関する理解を促す支援
家族・保護者との協働

<研修講座（例）>

「家族・保護者への支援と協働」

- ・子どもの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うにあたっては、家族や保護者との信頼関係を構築していくことを意識しながら、情報共有を進めていくことが重要である。家族・保護者を支援するための視点を持ちながら情報共有し、一人一人に応じた指導・支援について家族・保護者と共通理解を深め、実践につなげていくための知識やスキルについて解説する。

※講義を受けるだけでなく、家族・保護者との情報共有を進めながら指導・支援の方針を立てて協働していくプロセスについて、具体的な事例を通して演習や協議を行う。

<到達指標>

- 初級**：子どもの指導・支援について家族・保護者と協働するために必要な基本的な知識を理解している。
- 中級**：子どもの指導・支援について家族・保護者と協働するために必要な基本的な知識を理解し、家族・保護者支援の視点を持って相談対応等を行うことができる。
- 上級**：子どもの指導・支援について家族・保護者と協働するために、関係機関や専門職との連携も図りながら家族・保護者支援を実践することができる。

9. 通常の学級との連携

通級による指導を受けている児童生徒が、在籍する通常の学級において適切な指導及び必要な支援を受けることができるために、授業づくり（学習指導）や学級経営（生徒指導）等について、学級担任等と連携・協働して様々な対応を工夫することの重要性について理解する。

<主な内容>

学習指導、授業づくり、合理的配慮への支援
 生徒指導、学級経営への支援
 キャリア教育と進路指導への支援

<研修講座（例）>

「通級による指導と通常の学級との連携」

- ・通級による指導を受けている児童生徒が、在籍する通常の学級において適切な指導及び必要な支援を受けることができるために、通級による指導の担当者と通常の学級の担任等との連携の重要性について解説する。
- ・学習指導要領に示されている各教科等における学習上の困難さに応じた指導の工夫について、発達障害の特性とも関連づけて解説し、特性や教育的ニーズに応じた学習、生活上の困難さへの合理的配慮の提供事例を紹介する。
- ・個別の教育支援計画を活用した事例や高校及び大学入試等における合理的配慮の提供事例をとおして、担当している児童生徒について演習・協議を行う。

※ 講義を受けるだけでなく、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れる。

<到達指標>

初級：通級による指導と通常の学級との連携の重要性について理解し、担任等との情報交換の機会を設け、子どもの実態について共通理解を図っている。

中級：通級による指導と通常の学級との連携の重要性について理解し、通常の学級における個別的な指導や配慮について、担任等とともに検討することができる。

上級：通級による指導と通常の学級との連携の重要性について理解し、特性や教育的ニーズに応じた学習、生活上の困難さへの合理的配慮の提供について通常の学級（教科）の担任へ助言ができる。

10. 校内支援体制へのサポート

通級による指導を受けている子どもが、在籍校において安心、安定した生活を送るためには、通級による指導の担当者が、特別支援教育コーディネーターや担任等と連携し、校内支援体制の整備について専門的な立場から役割を担うことが重要である。校内における通級による指導の担当者に期待される役割について理解する。

<主な内容>

- 学校・教員へのコンサルテーション
- 校内委員会、及び事例検討会における役割
- 特別支援教育コーディネーターとの連携

<研修講座（例）>

「校内支援体制における担当者の役割」

- ・校内支援体制における通級による指導の担当者の役割について、通常の学級の担任等や特別支援教育コーディネーターとの連携の在り方、校内委員会での関わり方などの具体的な事例を通して解説を行う。
- ・実際に、校内委員会、及び事例検討会を取り上げて協議を行い、年間の運営スケジュール等の作成、事例検討会等におけるコンサルテーション、個別の教育支援計画の作成などの演習や協議を行う。

※講義を受けるだけでなく、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れる。

<到達指標>

- 初級**：校内支援体制における通級による指導の担当者の役割について基本的な知識を身につけている。
- 中級**：校内における通級による指導の担当者の役割を理解し、校内支援体制のサポートを行うことができる。
- 上級**：校内における通級による指導の担当者の役割を理解し、校内支援体制の整備に向けて推進的な役割を果たすことができる。

11. 専門家・関係機関との連携

本人や保護者、学校がニーズを共有し、協働して指導・支援を行うために、医療機関や福祉機関との連携を図り、生活や学習上の困難さに関する特性の見方とより効果的な指導、支援の方法について検討する役割を担うことが重要になる。専門家や関係機関との連携における通級による指導の担当者には期待される役割について理解する。

<主な内容>

チームアプローチ

個別の支援会議

医療機関、福祉機関との連携

<研修講座（例）>

「専門家・専門機関との連携」

- ・子ども一人一人の教育的ニーズに応えるためには、学校のみで指導や支援を工夫するだけでなく、地域資源としての専門家や関係機関とも積極的に連携を図り、チームで関わることも効果的である。通級による指導の担当者の役割として、専門家や関係機関とどのような連携を図ればよいか解説する。
- ・専門家や関係機関と連携した具体的な事例を通して、チームアプローチや個別の支援会議の進め方について演習や協議を行う。

※ 講義を受けるだけでなく、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れる。

<到達指標>

初級：専門家や関係機関との連携の重要性を理解し、地域資源として活用できる担当者又は機関を把握している。

中級：専門家や関係機関との連携の重要性を理解し、地域資源の専門家や関係機関と連携を図り、子どもの指導に活かすことができる。

上級：専門家や関係機関との連携の重要性を理解し、地域資源の専門家や関係機関と連携を図りながら、個別の支援会議の開催やチームアプローチができる。

12. 切れ目のない支援

通級による指導を受ける児童生徒は、通常の学級に在籍し、一人一人に応じた指導・支援を受けながら、将来的な自立と社会参加を目指していく。指導・支援に携わる教員等は、縦の連携（経年的に子どもに関わる関係者間での情報の共有）と横の連携（その時点で子どもに関わる関係者間での情報の共有）による切れ目のない支援を通して児童生徒の主体的な学びを支えることが期待される。これらを踏まえた通級による指導の担当者としての役割等について理解する。

<主な内容>

情報の引継ぎ、個人情報の保護
個別の教育支援計画の活用

<研修講座（例）>

「個別の教育支援計画と情報の引継ぎ」

- ・切れ目のない支援の実現には、その時点で子どもに関わる関係者間での情報の共有（横の連携）と経年的に子どもに関わる関係者間での情報の共有（縦の連携）が必要になる。縦と横の連携による子どもへの指導・支援に関する情報の引継ぎ、及び、それに伴う個人情報保護の観点について解説する。
- ・個別の教育支援計画は、個別の指導計画の内容をも包括しながら、縦と横の連携を進めるためのツールである。個別の教育支援計画を活用しながら切れ目のない支援を実現するプロセスについて、具体的な事例を通して演習・協議を行う。

※ 講義を受けるだけでなく、内容の理解を深めるための演習やグループ協議等も取り入れる。

<到達指標>

初級：切れ目のない支援を実現するための縦、横の連携、個人情報の保護等に関する基本的な事項を理解している。

中級：切れ目のない支援を実現するための基本的な事項を理解し、切れ目のない支援を実現するために通級による指導の担当者としての役割を果たすことができる。

上級：切れ目のない支援を実現するために、個別の教育支援計画の活用や個人情報の保護等、その具体的な内容について提案することができる。

関連法令・通知・報告書・資料等

文部科学省においてまとめられたもの

○文部科学省 通級による指導の手引き（書籍）

2012年 改訂第2版 通級による指導の手引き—解説とQ&A—.

2018年 改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き—解説とQ&A—.

【関連講座】 「通級による指導の制度」ほか

○初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド

【掲載場所】 文部科学省HP

(トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>資料(データ、通知、答申、報告書等)>資料)

【関連講座】 「通級による指導の制度」ほか

○発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン

【掲載場所】 文部科学省HP

(トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>資料(データ、通知、答申、報告書等)>資料)

【関連講座】

「発達障害の特性の理解と対応」「発達過程と発達課題」「通常の学級との連携」

「校内支援体制へのサポート」「専門家・関係機関との連携」「切れ目のない支援」

法令等

○発達障害者支援法及び発達障害者支援施策等（平成十六年法律第百六十七号）

【掲載場所】 厚生労働省HP

(ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉)

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」「発達障害の特性の理解と対応」

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

【掲載場所】 内閣府HP

(ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく>基本的枠組み>障害を理由とする差別の解消の推進)

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

○障害者基本法（平成二十五年法律第六十五号）

【掲載場所】 内閣府HP

(ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく>基本的枠組み>障害者基本法)

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

○平成 29・30 年改訂 学習指導要領、解説等

【掲載場所】文部科学省 HP

(トップ>教育>小学校、中学校、高等学校>学習指導要領「生きる力」>平成 29・30 年改訂 学習指導要領、解説等)

【関連講座】

「発達障害を取り巻く教育の現状」「通級による指導の制度」「個別の指導計画の作成・活用」
「通常の学級との連携」「校内支援体制へのサポート」「専門家・関係機関との連携」

通知等

○特別支援教育の推進について（通知）（※国立国会図書館ホームページへリンク）

【掲載場所】文部科学省 HP

(トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>資料（データ、通知、答申、報告書等）>通知等） <平成 19 年 4 月 1 日付け初等中等教育局長通知>

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

○障害者の権利に関する条約

【掲載場所】外務省 HP

(ホーム>外交政策>日本の安全保障と国際社会の平和と安定>人権・人道・難民>人権外交)

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

○文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（通知）

【掲載場所】文部科学省 HP

(トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>資料（データ、通知、答申、報告書等）>法令） <平成 27 年 11 月 9 日付け 文部科学省告示第 180 号>

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

資料

○教育支援資料（平成 25 年 10 月）

【掲載場所】文部科学省 HP

(トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>資料（データ、通知、答申、報告書等）>資料)

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

○合理的配慮等具体例データ集（合理的配慮サーチ）

【掲載場所】内閣府 HP

(ホーム>内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく>基本的枠組み>障害を理由とする差別の解消の推進)

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

○インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）

【掲載場所】 国立特別支援教育総合研究所HP

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」「通常の学級との連携」

○障害のある学生への支援・配慮事例

【掲載場所】 日本障害学生支援機構HP

（ホーム>学生生活支援>障害学生支援>調査・研究>障害のある学生への支援・配慮事例）

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」「個別の指導計画の作成・活用」
「切れ目のない支援」

○合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～

【掲載場所】 日本障害学生支援機構HP

（ホーム>学生生活支援>障害学生支援>合理的配慮ハンドブック）

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」「個別の指導計画の作成・活用」
「切れ目のない支援」

報告書等

○共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

【掲載場所】 文部科学省HP

（トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>資料（データ、通知、答申、報告書等）>報告書）

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

○高等学校における通級による指導（法令、通知、協力者会議、説明会資料、実践事例集）

【掲載場所】 文部科学省HP

（トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>資料（データ、通知、答申、報告書等）>資料）

【関連講座】 「通級による指導の制度」「発達過程と発達課題」「切れ目のない支援」

○発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業実践事例集

【掲載場所】 文部科学省HP

（トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>15. 実施事業>特別支援教育 平成29年度実施事業>発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援事業）

【関連講座】 「通級による指導の制度」「アセスメントと指導・支援」「個別の指導計画の作成と活用」

○家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト ～障害のある子と家族をもっと元気に～（通知、報告、会議議事録）

【掲載場所】 文部科学省HP

（トップ>教育>特別支援教育>特別支援教育について>資料（データ、通知、答申、報告書等）>資料）

【関連講座】 「家族・保護者支援」、「専門家・関係機関との連携」「切れ目のない支援」

○放課後等デイサービスガイドライン

【掲載場所】厚生労働省HP

【関連講座】

「家族・保護者支援」「校内支援体制へのサポート」「専門家・関係機関との連携」

○児童発達支援ガイドライン

【掲載場所】厚生労働省HP

【関連講座】

「家族・保護者支援」「校内支援体制へのサポート」「専門家・関係機関との連携」

○就職支援ガイドブック…発達障害のあるあなたに…

【掲載場所】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター研究部門HP
(ホーム>研究成果のご紹介>各種教材、ツール、マニュアル等 タイトル一覧>No. 24)

【関連講座】 「専門家・関係機関との連携」「切れ目のない連携」

○発達障害を理解するために2 ～就労支援者のためのハンドブック～

【掲載場所】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター研究部門HP
(ホーム>研究成果のご紹介>発達障害関連の実践報告書及び支援マニュアル>No. 7)

【関連講座】 「専門家・関係機関との連携」「切れ目のない連携」

国立特別支援教育総合研究所 報告書

○「発達障害のある子どもの指導の場・支援の実態と今後の指導の在り方に関する研究—通級による指導等に関する調査をもとに—」

【関連講座】 「発達障害を取り巻く教育の現状」

○「発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究—導入段階における課題の検討—」

・「高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック」

【関連講座】 「通級による指導の制度」「発達過程と発達課題」「通常の学級との連携」「校内支援体制へのサポート」「専門家・関係機関との連携」「切れ目のない支援」

○「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究—通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てて—」

・小学校・中学校通常の学級の先生のための手引き書

【関連講座】 「通常の学級との連携」「校内支援体制へのサポート」

○「発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究—二次障害の予防的対応を考えるために—」

【関連講座】 「二次障害の理解と対応」

参 考

○教職員研修の手引き 2018－効果的な運営のための知識・技術－

【掲載場所】独立行政法人教職員支援機構HP
(ホーム>サイト内検索)

○国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

項目	掲載場所	関連講座
・発達障害に気づく	ホーム> 発達障害に気づく	「発達障害の特性の理解と対応」 「発達過程と発達課題」
・発達障害を理解する	ホーム> 発達障害を理解する	「発達障害の特性の理解と対応」
・こんなとき、どうする？	ホーム> こんなとき、どうする？	「発達障害の特性の理解と対応」 「家族・保護者支援」
・発達障害に関する資料	ホーム> 発達障害に関する資料	「発達障害を取り巻く教育の現状」 「アセスメントと指導・支援」 「切れ目のない支援」

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター

項目	掲載場所	関連講座
・発達障害の理解	トップページ> 発達障害の理解	「発達障害の特性の理解と対応」 「発達過程と発達課題」
・指導・支援	トップページ> 指導・支援	「アセスメントと指導・支援」 「個別の指導計画の作成・活用」
・研修講義動画	トップページ> 研修講義動画	「発達障害の特性の理解と対応」 「アセスメントと指導・支援」 「二次的な問題の理解と対応」 「家族・保護者支援」
・発達障害Q&A	トップページ> 発達障害Q&A	「通級による指導の制度」 「発達過程と発達課題」 「家族・保護者支援」 「通常の学級との連携」 「校内支援体制へのサポート」 「専門家・関係機関との連携」

発達障害に係る教員や支援者の専門性の在り方等に関する検討会議
「通級による指導」ワーキンググループ

花 熊 暁	関西国際大学教育学部教育福祉学科 教授
山 中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長 ／調布市立飛田給小学校 校長
西 尾 幸代	福井県特別支援教育センター 所長
山 下 公 司	札幌市立南月寒小学校 通級担当教諭
伊 藤 陽 子	仙台市立高砂中学校 通級担当教諭
熊 本 靖	宮崎県立日南振徳高等学校 通級担当教諭

(敬称略)

(事務局関係者)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

俵 幸 嗣	課長
佐々木 邦彦	特別支援教育企画官
濱 谷 貢	課長補佐
田 中 裕 一	特別支援教育調査官
齊 藤 紫 乃	支援総括係長

国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター

笹 森 洋 樹	上席総括研究員(兼)センター長
井 上 秀 和	主任研究員
竹 村 洋 子	主任研究員
玉 木 宗 久	主任研究員
廣 島 慎 一	主任研究員
藤 田 昌 資	主任研究員
西 村 崇 宏	研究員

(令和2年3月31日現在)

(別冊) 通級による指導の担当者の専門性に関する研修コアカリキュラム(案)

～発達障害を中心に～

令和2年3月

発行：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

発達障害教育推進センター